

郵政民営化法施行令の一部改正について

令和6年1月23日

金融庁・総務省

改正の趣旨・概要

- 郵政民営化法施行令（以下、政令）について、次の改正を行うもの。
 - ✓ 第 204 回通常国会において、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）」（口座登録法）及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和 3 年法律第 39 号）」（口座管理法）が成立（いずれも令和 3 年 5 月 19 日公布）。
 - ✓ 預貯金取扱金融機関は、これらの法律に基づき、法定他業業務として、公的給付の支給を受ける預貯金口座について預貯金者からの登録申請を受け付ける業務や、預貯金者が災害時等に預貯金口座に関する情報の提供を受けるための申請を受け付ける業務等を行うこととなるところ、ゆうちょ銀行についても内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要することなく、これらの業務を行うことが可能となるよう所要の規定の整備を行うもの。

（参考 1）ゆうちょ銀行が法定他業業務を行う場合には、政令で定める業務を行うなど一定の場合を除き、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない（郵政民営化法第 110 条第 1 項第 5 号）。

（参考 2）内閣総理大臣及び総務大臣は、郵政民営化法第 110 条第 1 項第 5 号の政令（本件政令）の改正等を行うときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない（郵政民営化法第 123 条第 1 号）。

○ 郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）の一部改正案（傍線の部分は改正部分）（抄）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 法第百十条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>六 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八条第二項の規定により同法第二条第三項に規定する金融機関が行うことができる事務に係る業務</u></p> <p><u>七 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十二条第三項の規定により同法第二条第一項に規定する金融機関が行うことができる業務</u></p>	<p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 法第百十条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

以下、ご参考

○ 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

（業務の制限）

第一百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～四 （略）

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律（銀行法及び金融商品取引法を除く。）の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務（預金保険機構の委託を受けて行う民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十条第一項に規定する支払等業務その他政令で定めるものを除く。）

六 （略）

2～6 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第二百三十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 第七十条第一号、同号イ、第一百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 （略）

○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）（抄）

（登録）

第三条 預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

3・4 （略）

（変更の登録）

第四条 公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であつて公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができる。

2 前項の変更の登録を受けようとする公的給付支給等口座登録者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

3・4 （略）

（修正又は訂正）

第六条 公的給付支給等口座登録者は、第三条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は誤りがあつたときは、デジタル庁令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3 （略）

（登録の抹消）

第七条 公的給付支給等口座登録者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、第三条第一項の登録の抹消の申請をすることができる。

2・3 （略）

（委託）

第八条 内閣総理大臣は、第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の規定による届出又は前条第一項の申請の受付に関する事務の一部を金融機関に委託するものとする。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該事務を行うことができる。

3 （略）

○ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）（抄）

（預金保険機構に対する申出）

第四条 預貯金者は、全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その旨の申出をすることができる。この場合において、預金保険機構は、当該預貯金者が特定の金融機関について希望したときは、当該特定の金融機関の名称を確認するものとする。

2 （略）

（災害時における預貯金口座に関する情報の提供）

第七条 災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者は、当該区域における同条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して行政庁が定める日までの間、その指定する金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、次に掲げる事項の通知を求めることができる。

- 一 金融機関の店舗の名称
- 二 預貯金の種別及び口座番号

2・3 （略）

（相続時における預貯金口座に関する情報の提供）

第八条 相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、全ての金融機関が管理する当該相続人の被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において同じ。）である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、次に掲げる事項の通知を求めることができる。

- 一 金融機関及びその店舗の名称
- 二 預貯金の種別及び口座番号

2～5 （略）

（業務の委託）

第十二条 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る。）の全部又は一部を委託するものとする。

2 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものを除く。（注：預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に係る業務等））の一部を委託することができる。

3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 （略）